

処 分 基 準

B－e－29

令和 7 年 3 月 24 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 108 条の 32 の 2 第 5 項
処 分 の 概 要： 運転免許取得者等教育の認定の取消し
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条（課程の区分）、第 2 条（運転免許取得者等教育指導員）、第 3 条（設備）、第 4 条（課程の基準）
処 分 基 準： 愛知県公安委員会は、道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
問 い 合 わ せ 先： - 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条各号（第 3 号を除く） 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611 内線 781-254 - 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条第 3 号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話（052）951-1611 内線 781-260
備 考：